

2011年7月8日、安全保障理事会第6576回会合にて採択

安全保障理事会は、

独立国家としてのその宣言に基づく、2011年7月9日の南スーダン共和国設立を歓迎し、

南スーダン共和国の主権、独立、領土保全および国民的統一に対する安保理の強い支持を再確認し、

国の主体性と責任は、持続する平和を確立し紛争後の平和構築に対する優先度と戦略を特定する当局の主要な責任にとって、重要であることを確認した2011年2月11日の議長声明を想起し、

政治的、治安、開発、人権および法の支配の活動間の一貫性を強化し、また紛争の根本的な原因に対処する平和の定着への包括的且つ統合された対処法の必要性を強調し、そして治安と開発は、密接に連結し且つ相互に効果を高めまた持続的平和の維持に重要であることを強調し、

紛争と暴力が持続していることとそのことが文民に、かなりの文民の数の殺害と移送を含む、影響を与えていることを憂慮し、また治安状況を安定化し文民の保護を確保する文脈で、市民社会の持続的協力と対話の重要性に留意し、

UNMISS と国連国別現地チーム間の役割、責任および共同作業についての透明を要求する南スーダン共和国における一貫した国連活動の必要性を強調し、またダルフルールにおける国際連合—アフリカ連合混合部隊 (UNAMID)、国連アビエイ暫定治安部隊 (UNISFA) および国際連合コンゴ民主共和国安定化ミッション (MONUSCO) を含む、同地域の他の関係者と協力する必要性に留意し、

紛争後の平和構築に関する従前の諸声明を想起し、平和構築の決定的な部門としての制度構築の重要性を強調し、また紛争から脱する国が、政治的紛争を平和的に取り扱うことを含む、中心的な政府の機能を提供でき、またこの過程における国の主体性を確保するため現在の国の能力を利用できるようにするため、より効果的且つ一貫した国のそして国際的な対応を強調し、

国際的な協力機関と密接に協議して、平和を強化し暴力に戻ることを防止し、それ故、政府の中心的な機能の設立、基本的な役務の提供、法の支配の確立、人権の尊重、天然資源の管理、治安部門の策定、若者の失業への取組、および経済の再生を含む、国の平和構築の優先される事柄を支援する早期の戦略を開発する国家当局を支援する国際連合の必要不可欠な役割を強調し、

持続可能な開発の基礎を据えるための平和構築の取組を支援する重要性を認識し、

国の主体的取組、結果の達成および相互の説明責任に基礎をおく、効果的な制度構築を目的とした国家戦略を実施するため、国際連合、開発機関、二国間の協力者、および他の関係者、地域的と準地域的

機関並びに国際金融機関内のより強力で十分に規定された提携を作り上げる必要性を強調し、

適当と認められる場合に、達成された進展、教訓若しくは現場における状況の変化に従って、任務の優先事項の必要な調整を行うことに柔軟性を示す安全保障理事会の必要性を認識し、

国の能力開発に役立つ文民の専門家、特に発展途上国からの女性と専門家の共有管理を拡大し且つ深める必要性を認識し、また加盟国、国際連合および他の協力機関に対し、関連する専門知識が南スーダン共和国政府と南スーダン共和国国民の平和構築のニーズを支援するために動員されることを確実にするための協力と調和を強化することを奨励し、

子どもと武力紛争に関する安保理決議 1612 (2005) と 1882 (2009) 並びに 2009 年 4 月 29 日 (S/PRST/2009/9) と 2010 年 6 月 16 日 (S/PRST/2010/10) の議長声明を想起し、2009 年 2 月 10 日付 (S/2009/84) と 2007 年 8 月 29 日付 (S/2007/520) のスーダンにおける子どもと武力紛争に関する事務総長報告書並びにスーダンにおける子どもと武力紛争に関する安全保障理事会作業部会により是認された結論 (S/AC.51/2009/5) に留意し、

武力紛争下の文民の保護に関する安保理決議 1674 (2006) および 1894 (2009) 並びに人道要員および国際連合要員の保護に関する 1502 (2003) を再確認し、

女性、平和および安全に関する安保理決議 1325 (2000)、1820 (2008)、1888 (2009)、1889 (2009) および 1960 (2010) と紛争の予防と解決並びに平和構築に女性の肝要な役割を与えた和平過程のあらゆる段階に、完全、平等且つ効果的な女性の参加の必要性をくり返し表明していることを再確認し、社会復旧の構造を再確立することに女性が果たす主要な役割を再確認し、また自らの展望とニーズを考慮するため紛争後の戦略の策定と実行に自らが関与する必要性を強調し、

ニューホライズン報告書、世界的な現場支援戦略および文民能力再検討を含む、現行の国連平和維持活動改革イニシアティブに一致した、模範例、過去の経験および他のミッション、特に兵力と警察提供諸国による教訓を参考にすることの重要性を認め、

アビエイ地区の行政と治安のための暫定取極に関するスーダン政府とスーダン人民解放運動間の 6 月 20 日の協定、ブルーナイルと南部コルドファン州における政治と治安の協定に関するスーダン政府と (北) スーダン人民解放運動間の 6 月 28 日の枠組協定および国境の治安並びに合同政治安全制度に関するスーダン政府と南スーダン政府間の 6 月 29 日の協定を念頭に置き、

南スーダンが直面している状況が同地域における国際の平和と安全に対する脅威を構成し続けていることを認定し、

国際連合憲章第 7 章にもとづいて行動して、

1. 国際連合南スーダン共和国使節団(UNMISS)を、必要な場合には更に期間を更新する意図をもって、

1年間の初動期間で、2011年7月9日現在で、設立することを決定し、また、UNMISSは、軍事連絡担当官と上級将校を含む、7,000名までの軍事要員、適切な場合には編成された部隊を含む、900名までの文民警察官および技術的な人権調査専門家を含む適切な文民部門で構成されることを更に決定し、そして、現場での条件が6,000名の水準まで軍事要員の削減が可能であるかどうか、3か月と6か月後に再検討することを更に決定する。

2. 事務総長による南スーダン共和国事務総長特別代表の任命を歓迎し、事務総長に対し、事務総長特別代表を通して、統合されたUNMISSの活動を指図し、南スーダン共和国での国際連合システムの全ての活動を調整した南スーダン共和国の安定した平和のための一貫した国際的取組を支援することを要請する。

3. UNMISSの職務権限は、平和と安全を強固にし、効果的且つ民主的に統治し隣国との良い関係を確立する南スーダン共和国政府の能力を強化する目的で、南スーダン共和国における発展の条件の確立を助けるものとするを決定し、従って、UNMISSが以下の任務を遂行することを承認する。

(a) 平和の強固のための支援およびそれにより以下の事を通じて、長期の建国と経済的発展を助長すること。

(i) 政治的移行、統治およびこの点に関する国の政策の案出を含む、国家当局の設立について、南スーダン共和国政府に対し、周旋、助言および支援を提供すること。

(ii) 包括的な憲法上の過程に関する南スーダン共和国政府への助言および支援を通じてを含む、政治過程における民衆の参加を促進すること；憲法に従った選挙を実施すること；独立したメディアの設立を促進すること；意思決定フォーラムにおける女性の参加を確保すること。

(b) 以下の事を通じて、紛争の予防、緩和および解決並びに文民の保護に対する南スーダン共和国政府が責任を行使する時に、同政府を支援すること。

(i) 紛争の機先を制し、予防し、緩和しそして解決するため、能力の範囲内で国、州および郡のレベルで、周旋、信頼構築および促進を行うこと。

(ii) 情報収集、監視、検証、早期警戒および普及に対する統合的取組を伴ったミッション全体の早期警戒能力の創設と履行並びにフォローアップ制度。

(iii) 適切な場合には、人権高等弁務官事務所と協働して、一般市民に対する人権侵害および潜在的脅威並びに国際人道法および人権法の現実的なまた潜在的な違反を定期的に監視すること、調査すること、検証すること並びに報告すること、必要な場合には、当局の注意をこれらに喚起すること、そして、大規模な人権侵害を国連安全保障理事会に直ちに報告すること。

(iv) 国際人道法、人権法および難民法に従って、文民を守る南スーダン共和国政府の責任を遂行する時に、適切な場合には、国および地方のレベルで、軍と警察を含めて、同政府に助言し援助すること。

(v) その能力の範囲内とその展開地区内の、紛争の危険が高い地区で率先した展開とパトロールを通してを含めて、暴力を思い止まらせること、とりわけ南スーダン共和国政府がそのような安全を提供していない場合に、身体的暴力の差し迫った脅威の下で文民を保護すること。

(vi) 任務の機動性を念頭において、委託された任務の履行に必要な国際連合および人道支援要員に対する安全、設備と装備を提供すること、並びに安全、時期を得た且つ支障のない人道支援に資する治安条件の創設に寄与すること。

- (c) 以下の事を通じて、国の主体的取組に従って、また、国連国別現地チームと他の国際協力機関と協力して、安全を提供し、法の支配を確立した治安と司法部門を強化するその能力を開発することで、南スーダン共和国政府を支援すること。
- (i) 人権能力と制度を含む、治安部門改革、法の支配および司法部門改革のための戦略開発を支援すること。
- (ii) 女性と子どもの戦闘員の特別なニーズに特に注意して、国際協力機関と協力して、国の武装解除、動員解除および再統合戦略の策定と実施において南スーダン共和国政府を支援すること。
- (iii) 政策、立案および法案策定並びに主要分野における訓練と指導に関する助言を通して、南スーダン共和国警察の能力を強化すること。
- (iv) 民間の裁判制度を補完する軍事裁判制度の開発において南スーダン共和国政府を支援すること。
- (v) 監視と報告制度の履行を通して、武力紛争の影響を受けた子どものための保護環境を促進すること。
- (vi) 利用可能な資源の範囲内で、地雷除去活動を行う時に南スーダン共和国政府を支援すること、および地雷除去に関する国際基準に従った地雷除去を行う南スーダン共和国地雷除去公社の能力を強化すること。

4. UNMISS が、第3項(b)(iv)、3項(b)(v)および3項(b)(vi)に定められた保護任務を実行するため、その能力とその部隊が展開している地区を限度に、必要なあらゆる手段を用いることを許可する。
5. スーダン政府および南スーダン共和国政府に対し、国境監視に関する6月29日の協定の履行のための様式を7月20日までに提案することを要請し、当事国がそうすることに失敗した場合には、UNMISS に対し、スーダンとの国境を越えて要員、武器および関連物質のあらゆる流入を監視し且つ報告することを要請する。
6. 南スーダン共和国政府および全ての関連する当事者が、とりわけ、南スーダン共和国の全領域での国際連合要員並びに関連要員の安全および制限のない移動の自由を保証することにより、UNMISS の展開、活動および監視、検証並びに活動の報告に、十分に協力することを要求する。
7. 全ての加盟国に対し、全ての要員並びに UNMISS の排他的且つ公式な使用のための装備、食糧、供給品および車両並びに予備部品を含むその他の物の南スーダン共和国へのまた同地域からの自由な、妨害のない且つ迅速な移動を確保することを求める。
8. 全ての当事者に対し、関連する国際法の規定に従って、必要とする全ての者に対する救援要員の完全、安全且つ妨害のないアクセスを認めることおよびとりわけ国内避難民と難民への人道支援の提供を求める。
9. 決議 1960 に従った性的暴力および子どもに対する暴力と虐待と闘う具体的且つ時間を限った約束の観点から、全ての当事者、とりわけ反政府民兵および LRA が、南スーダンの一般住民に対するあらゆる形態の暴力および人権侵害、とりわけレイプおよび他の形態の性的虐待を含むジェンダーに基

づく暴力並びに子どもの勧誘と使用のような適用可能な国際法に違反した子どもに対するあらゆる違反および虐待、殺害並びに傷害および拉致を直ちに止めることを要求する。

10. 南スーダン共和国政府と SPLA に対し、2010 年 11 月 20 日に終了する、子ども兵士の勧誘と使用を終わらせるための（2009 年 11 月 20 日に国連と SPLA との間で調印された）行動計画を更新することを求め、また UNMISS に対し、これに関連して南スーダン共和国政府に助言した支援することを要請する。更に事務総長に対し、南スーダン共和国での国連システムの活動で子どもの保護を強化した子どもの状況について継続した監視と報告を確保することを要請する。
11. 南スーダン共和国政府に対し、女性と子ども、難民および無国籍者に関するものを含む、主要な国際人権諸条約を批准し且つ履行することを奨励し、また UNMISS に対し、これに関連して、南スーダン共和国政府に助言した支援することを要請する。
12. 南スーダン共和国政府に対し、CPA の未解決の問題と独立後の枠組に女性の参加を改善する措置を講じること、および女性の指導的役割を促進すること、女性の組織を支援すること並びに平等に関与する女性の能力についての否定的な社会的傾向に対処することを含むあらゆるレベルでの公の意思決定に南スーダンの女性の関与を高めることを求める。
13. 南スーダン共和国の当局に対し、刑事責任の免除と闘うことと違法な武装集団または南スーダン共和国治安部隊の構成員により行われたものを含む、人権と国際人道法に違反した全ての者の責任を問うことを求める。
14. 南スーダン共和国政府に対し、引き延ばされた、恣意的な拘留を終わらせ、国際的協力機関の協力を得て、助言と技術的な支援の提供を通して、安全、安心且つ人道にかなった刑務所制度を設立することを求め、そして UNMISS に対し、これに関連して、南スーダン共和国政府に助言した支援することを要請する。
15. UNMISS に対し、南スーダン共和国政府と調整し、南スーダン共和国での LRA の攻撃に照らして、文民の保護を改善した武装解除、動員解除および再統合の取組を支援するため、地域的な調整および情報制度に参加することを求め、また、事務総長に対し、UNMISS、ダルフルールにおける国際連合—アフリカ連合混合部隊（UNAMID）、国際連合コンゴ民主共和国安定化ミッション（MONUSCO）および LRA の脅威に対処する地域的と国際的な協力機関間の協力と共有する情報を、彼の 3 か月間の報告書に、含むことを要請する。
16. 事務総長が、UNMISS が設立され、国連スーダンミッション（UNMIS）の順序つけた廃止が始まる日に、遂行されるべき任務の新しい範囲を達成するために必要な適切な職員と後方支援と共に、UNMIS が遂行した適切な任務を、UNMISS へ移行することを要請する。
17. 事務総長が、ミッション間の協力を確保するために必要な措置を講じることが許可し、また、上記第 1 項に規定された全部隊の上限内で、兵力提供諸国の同意を条件にまた当該国際連合ミッションの

職務権限の遂行を害することなしに、他のミッションからの部隊の適切な移転を許可する。

18. 事務総長特別代表と UNMISS に対し、南スーダン共和国政府、国連国別現地チームおよび世界銀行を含む二国間並びに多数国間協力機関と協働することおよび具体的な平和構築任務、特に治安部門改革、警察制度開発、法の支配と司法制度支援、人権能力構築、早期復旧、建国と開発の主要な問題に関する国の政策の案出並びに開発の条件の創設に対して、国の優先順位に一致してまたこれらの分野における進展を監視するための共通の枠組の開発に貢献する目的で、国連システムの支援計画に関して4か月以内に安保理宛に報告することを要請する。
19. 事務総長に対し、兵力と警察提供諸国との協議および主要な支援部隊の展開の状況を含む、全ての使節団の部隊の展開の期待される予定表について安保理に報告することを要請し、また UNMISS の進捗状況が測定できる達成可能な且つ現実的な目標の重要性を強調し、事務総長に対し、南スーダン共和国政府との協議に続いて、4か月以内に安保理に任務の達成条件を提示することとその後4か月毎に進捗状況を安保理に定期的に報告し続けることを要請する。
20. 国際的な援助が、南スーダン開発計画を含む国の優先事項と一致し、具体的な平和構築のニーズと南スーダン共和国の優先事項を反映した優先的な支援提供を確保するため、南スーダン共和国政府と共に密接に活動する国際連合、国際金融機関および二国間並びに多数国間協力機関の必要性を強調し、また事務総長特別代表に対し、関連する国際支援制度と過程において国連システムを代表することを要請する。
21. 事務総長に対し、南スーダン共和国で実施されうる紛争後の文民能力に関する上級諮問団の独立報告書における着想を探求することを奨励する。
22. 事務総長に対し、とりわけ、国の能力構築のために南スーダン共和国の現地担当と使節団の適切な部門との共同の場を最大限可能な機会に活用すること、および地方が獲得した物を活用し、また、最大限、UNMISS の経済に対する貢献を高めることにより、早期に平和の余録を提供する機会を追求することを要請する。
23. 事務総長に対し、性的搾取および虐待に関する国際連合ゼロ・トレランス政策の UNMISS による完全な遵守を確保するため必要な措置を続け、また安保理に十分に報告し続けることを要請し、兵力提供諸国に対し、展開前の啓発教育を含む適切な事前予防策、および自国の要員がかかる行為に関係した場合には全面的なアカウンタビリティを確保する他の行動を講じることを、促す。
24. 決議 1325 (2000) および 1820 (2008) に従って、安全保障理事会が権限を与えたミッションでの適切なジェンダーの専門知識と教育の重要性を再確認し、武力抗争の道具としての女性と少女に対する暴力に対処する必要性を想起し、決議 1888 (2009)、1889 (2009) および 1960 (2010) に従った女性保護アドバイザーの任命を期待し、事務総長に対し、武力紛争および紛争後並びに適切な場合には、決議 1888 (2009) の履行に関係した他の状況におけるレイプを含む、紛争関連性的暴力に関する、監視、分析と報告の枠組を設立することを要請し、また UNMISS 並びに南スーダン共和国政

府に対しこれらの問題に積極的に対処することを奨励する。

25. 事務総長に対し、委任された任務を遂行する際に、女性および少女を含む、HIV と共に生活し、その影響をうけたまたそれに脆弱な人々の HIV 関連のニーズを考慮すること、およびこの文脈で、任務において自発的且つ秘密のカウンセリングと検査計画を含む、HIV 予防、治療、ケア並びに支援を、適切な場合には、含むことを奨励することを要請する。
26. 事務総長と南スーダン共和国政府が、国際連合要員および関連要員の安全に関する条約の下での法的保護の範囲に関する総会決議 58/82 を考慮しつつ、本決議の採択から 30 日以内に、部隊の地位協定を締結することを要請し、またかかる協定締結までは、1990 年 10 月 9 日付の部隊のモデル地位協定 (A/45/594) が暫定的に適用されることを決定する。
27. 本決議は、2011 年 7 月 9 日から効力を有することを決定する。
28. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。